



# 島根県報

平成28年5月13日（金）

第2,800号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成28年5月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により熊本地震被災者生活支援金の交付の対象等を定める告示	（地 域 政 策 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障 がい 福 祉 課）	3
土地改良区の役員の就任の届出	（農 村 整 備 課）	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	3
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要	（       "       ）	4
土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	5
土砂災害警戒区域の指定の解除	（       "       ）	5
土砂災害特別警戒区域の指定	（       "       ）	6
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（       "       ）	6

### 【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	7
---------------	-------------	---

### 【特定調達公告】

警察車両メンテナンス業務委託契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	7
------------------------------	-----------	---

### 【選管規程】

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程		9
---------------------	--	---

### 【人委告示】

平成28年度島根県警察官（大学卒）採用試験の実施		10
--------------------------	--	----

### 【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	14
--------------------------------------	-----------	----

### 【雑 報】

火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施	（消 防 総 務 課）	14
-------------------------------	-------------	----

**告 示****島根県告示第363号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年5月25日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成28年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第364号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、熊本地震被災者生活支援金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成28年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

熊本地震被災者生活支援金

## 2 交付の目的

平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）により被災し、被災地から避難し島根県内に居住した者に対し、当面の生活費の一部を補助することにより、その者の生活再建を支援することを目的とする。

## 3 交付の対象となる者

熊本地震により、居住していた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなった者で、支援金の交付を申請した日から1か月以上の期間島根県内の賃貸借住宅その他知事が特に認める住宅（以下「住宅等」という。）に居住する見込みのあるものとする。ただし、体育館その他の避難所、親類知人宅、ホームステイ等により一時的に避難している者は、住宅等に入居した時点で交付の対象とする。

## 4 交付の額及び回数

## (1) 交付の額

一世帯当たり30万円とする。ただし、世帯の構成員が1名である場合は、15万円とする。

## (2) 交付の回数

一世帯当たり1回に限り行うものとする。

**島根県告示第365号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 Community Care	訪問看護	訪問看護ステーション	雲南市三刀屋町三刀 屋1065	平成28年5月1日
	介護予防訪問看護	コミケア		

## 島根県告示第366号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成28年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
クローバー薬局	松江市大庭町1801-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成28年 4月27日
豆の木在宅診療所	出雲市浜町536-3	精神通院医療	平成28年 5月 1日
ファーマシ薬局神前	出雲市塩冶神前二丁目 1-25	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成28年 5月 1日
エスマイル薬局東出雲店	松江市東出雲町揖屋1180-8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成28年 5月 1日
訪問看護ステーションコミケア	雲南市三刀屋町三刀屋1065	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成28年 5月 1日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション松江	松江市学園南二丁目11-46	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成28年 5月 1日

## 島根県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市伊野土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

山崎 寿浩 出雲市野郷町1227-1

## 2 就任年月日

平成28年 3月23日

## 島根県告示第368号

平成28年島根県告示第18号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成28年 5 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス乃白店 島根県松江市乃白町2009番外

## 2 意見の概要

## (1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

ア 乃木地区自治会連合会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。

イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について、環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正な処理を行うこと。また、周辺にごみが散乱しないよう環境美化に努めること。

エ 景観法による届出については、平成28年 2 月25日届出済であるが、届出内容に変更が生じる場合は、松江市まちづくり文化財課景観政策係まで協議を行うこと。また、行為を完了したときは、「景観計画区域内における行為完了届（様式第 3 号の 2（条例第 8 条の 2 関係））」を提出すること。

オ 屋外広告物法による申請については、平成28年 3 月14日申請済であるが、申請内容に変更が生じる場合は、松江市まちづくり文化財課景観政策係まで協議を行うこと。また、屋外広告物の設置を完了したときは、「屋外広告物設置完了届（様式第 7 号（条例第10号））」を提出すること。

カ 建築物の計画及び整備に当たっては、以下の関係法令を遵守し適切な手続を行うこと。

建築基準法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、松江市ひとにやさしいまちづくり条例

キ 隣接する市道にて道路内工事がある場合は、道路法第24条による施工承認申請について、松江市管理課と協議を行うこと。

ク 出入口については、側溝改修等必要な処置を講じること。また、施工にあたっては、松江市管理課と協議の上、道路法第24条による施工承認申請を行うこと。

ケ 近隣に小学校・中学校があり、通学路にも近いことから、児童・生徒の健全育成に向けた対策を講じること。

## (2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

## 3 縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

---

島根県告示第369号

平成28年島根県告示第93号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定により意見が述べられたので、同条第 3 項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成28年 5 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル出雲白枝店 島根県出雲市白枝町字壺丁田419番 1 外29筆

## 2 意見を述べる者の氏名及び住所

曾田 祥吾 島根県出雲市天神町178

## 3 意見の概要

## (1) 意見の内容

上記の店、立地にあたり事業者から適切な措置がとられますよう、ご配慮いただきますよう要望いたします。

## ア 夜間の騒音について

- (ア) 荷下ろし作業の騒音
- (イ) 荷物搬入出時のトラック騒音
- (ウ) 空調室外機、冷凍庫室外機等の稼働音
- (エ) 駐車車両のエンジン音（来客・業者）

## イ 匂いについて

揚げ物等の油煙排気、生ごみなどの異臭

## ウ 治安環境について

深夜営業に伴う、青少年のたまり場化

以上の課題に対しまして、営業時間短縮等適切な措置をとられますよう、ご配慮いただきますことを要望いたします。

## (2) 意見を述べる理由

店舗立地にあたり周辺地域での良好な生活環境の確保に関しご配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

## 4 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（島根県出雲市今市町70）

## 5 縦覧期間

告示の日から1月間

---

**島根県告示第370号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

西ノ島町

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

土石流

知当川

## 3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び西ノ島町役場において一般の縦覧に供する。）

---

**島根県告示第371号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定によ

り、平成22年島根県告示第207号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年 5 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

西ノ島町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

土石流

知当川

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び西ノ島町役場において一般の縦覧に供する。）

---

### 島根県告示第372号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 5 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

遠見ヶ丘

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

---

### 島根県告示第373号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成19年島根県告示第818号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年 5 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

遠見ヶ丘

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

**公 告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年 5 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 開発区域

安来市飯島町字藤木254番4、254番5、255番1

面積 2,337.27平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯島町412番地1

株式会社 渡部工務店

代表取締役 渡部 義三

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年 5 月13日

島根県警察本部長 米 村 猛

## 1 入札に付する事項

## (1) 入札の件名

警察車両メンテナンス業務委託契約

## (2) 仕様書

入札説明書による。

## (3) 契約期間等

契約期間

契約の日から平成31年9月30日まで

委託業務期間

平成28年10月1日から平成31年9月30日まで

## (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く。）の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除いた額は、108分の100に相当する金額とする。）を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (3) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (7) 本件入札に関し、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。
- (8) 申請書及び所定の提出書類の提出期限までに、同様の車両メンテナンス業務を受注した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課装備第二係

電話 0852-26-0110 内線2247

- (2) 入札説明会

行わない。

- (3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成28年5月13日（金）から同年6月21日（火）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、郵便、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

また、交付した入札説明書については、入札説明書に示す申請書等の提出期限までに返納すること。

- (4) 入札書の提出期限

平成28年6月29日（水） 午後2時（郵送による入札書提出にあつては、正午までに到着していること。）

- (5) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日 時 平成28年6月29日（水） 午後2時

イ 場 所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 聴聞室

ウ 開 札 即時開札

- (6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

### 4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金

契約予定相当額（入札予定金額から自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除いた金額は、消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。





第22号様式の2の備考1中「この腕章は布製とし、その大きさは、」を削り、「横35センチメートル」を「横35センチメートル」に改める。

第23号様式の備考1中「この腕章は、布製とし、その大きさは、」を削る。

第28号様式の7の備考1中「この表示板は、木板とし、その大きさは縦20センチメートル、横30センチメートル」を「縦24センチメートル、横32センチメートル」に改める。

第28号様式の13の備考中「この表示板は、木板とし、その大きさは縦15センチメートル、横25センチメートル」を「縦20センチメートル、横15センチメートル」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 人 事 委 員 会 告 示

### 島根県人事委員会告示第3号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成28年度島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成28年 5月13日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 1 受付期間

平成28年 5月16日（月）から同年 6月15日（水）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。郵送による場合は、6月15日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、6月13日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

#### 2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	36名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	6名	
武道	1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

#### 3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

##### (1) 年齢、学歴、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性	次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業する見込みの者
女性	

	イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業する見込みの者
武道	次のア又はイのいずれかに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成7年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業する見込みの者 ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
第1次試験	平成28年7月10日（日） 受付時間 8：30～9：00 試験時間 9：30～17：00（予定）	松江 島根県職員会館 （松江市内中原町） 又はサンラポーむらくも （松江市殿町）	平成28年7月29日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
		浜田 島根県立大学（浜田キャンパス） （浜田市野原町）	
第2次試験	平成28年8月21日（日）～8月26日（金）のうち指定する日 採用区分「武道」の専門実技試験は平成28年8月20日（土）に松江市で実施する。	松江 島根県職員会館 （松江市内中原町） ※試験場は、変更する場合があります	9月上旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

(注) 採用区分「男性」と「武道」は、併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」「武道」両方で合格対象者となった場合は、「武道」から先に判断し、「武道」合格者は、「男性」では合格対象としないこととする。

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容	
第1	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）	
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>男</td> <td>・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上</td> </tr> </table>	男
男	・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上		

次 試 験		<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸 囲 おおむね78センチメートル以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね150センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね43キログラム以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
	特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技（英語、柔道、剣道及び情報処理）の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

第1次試験の 加点対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定（英検）	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上
	柔道 初段以上（講道館認定）	
剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定）		
情報処理	情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家試験）の合格	
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

(2) 武道

区分	試験種目	内 容
第	教養試験	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）

1	(100点)					
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。				
次 試 験		<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね160センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね47キログラム以上</li> <li>・胸 囲 おおむね78センチメートル以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul> </td> </tr> </table>	男	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね160センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね47キログラム以上</li> <li>・胸 囲 おおむね78センチメートル以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> </ul>	性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>
	男	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね160センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね47キログラム以上</li> <li>・胸 囲 おおむね78センチメートル以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> </ul>				
性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>					
第 2 次 試 験	専門実技試験 (300点)	警察官（武道）として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験 ①課題技を与える基本技能 ②試験補助員との試合形式による実践的技能				
	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)				
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験				
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査				
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）				

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成28年4月1日現在、大学卒22歳で月額203,695円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通

勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5月13日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

### 島根県公安委員会規則第18号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

国会議事堂、内閣総理	第2条第1項	施設管理者等からの通報の受理
大臣官邸その他の国の	第2条第2項	施設管理者等以外からの通報の受理
重要な施設等、外国公 館等及び原子力事業所 の周辺地域の上空にお ける小型無人機等の飛 行の禁止に関する法律 施行規則（平成28年国 家公安委員会規則第9 号）	第3条	公務操縦者からの通報の受理

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 雑 報

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第73条の規定により告示する。

平成28年 5月13日

公益社団法人 全国火薬類保安協会会長 鶴 田 欣 也

#### 1 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

丙種火薬類製造保安責任者試験

#### 2 試験日

平成28年 9月 4日（日）

#### 3 試験科目

丙種火薬類製造保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令
----------------	----------------

	② 信号 <sup>えん</sup> 焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造工場保安管理技術 ③ 信号 <sup>えん</sup> 焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造方法 ④ 火薬類性能試験方法 ⑤ 一般教養科目
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 一般火薬学

## 4 試験場所

松江市

## 5 受験願書常置場所及び提出先

安来市広瀬町石原331-3 能義安来建設業会館内 安来地方火薬類保安協会

松江市西嫁島1-3-17 島根県建設業会館内 松江地区火薬類保安協会

雲南市木次町里方1045-8 雲南建設会館内 雲南地区火薬類保安協会

仁多郡奥出雲町三成664-25 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会

出雲市大津町1123-3 (一社) 島根県東部地区採石業協会内 出雲火薬類保安協会

大田市大田町大田イ179-3 大田建設会館内 大田市火薬類保安協会

邑智郡川本町川本238-3 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会

浜田市原井町908-28 浜田建設会館内 浜田・江津地区火薬類保安協会

益田市東町8-33 益田農林会館内 益田地方火薬類保安協会

隠岐郡隠岐の島町西町名田の四、34-1 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会

松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階 島根県火薬類保安協会連合会

## 6 受験願書受付期間

平成28年6月21日（火）から同月30日（木）まで

（郵送による場合は、6月30日までの消印があるものに限って受け付ける。）

## 7 受験手数料

17,000円（所定の方法により納付すること。）

## 8 問合せ先

島根県火薬類保安協会連合会 松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階 (TEL 0852-22-7202)